19．事業主掛金の平均月額、企業型年金加入者掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の平均月額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円	27,501円～30,000円
人数							
掛金総額区分（平均月額）	30,001円～35,000円	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～	人数計
人数							

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円	27,501円～30,000円
人数							
掛金総額区分（平均月額）	30,001円～35,000円	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～	人数計
人数							

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金及び加入者掛金の合計を当該期間内の在籍月数で除した数並びに直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均の総額を記載すること。

３．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。

20．事業主掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円	27,501円～30,000円
人数							
掛金総額区分（平均月額）	30,001円～35,000円	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～	人数計
人数							

②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円	27,501円～30,000円
人数							
掛金総額区分（平均月額）	30,001円～35,000円	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～	人数計
人数							

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金を当該期間内の在籍月数で除した数及び直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均の総額を記載すること。

３．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。